

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届出を実施しました。その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

(1) 非常用ガスタービン発電機の設置に係る修正

交流電源機能をもつ機器として非常用ガスタービン発電機を設置することから緊急時活動レベル（EAL）の判断基準解釈に当該発電機が該当するよう記載の修正ならびに関係箇所への記載の追加を行います。

(2) 送配電部門の分社化（令和 2 年 4 月 1 日）に伴う記載の修正を行います。

(3) その他

- ・当社組織整備（令和元年 6 月）に伴う組織名称の修正
- ・「工業標準化法（JIS法）の改正に伴う規則の改正」および「原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の改正」に係る様式の修正
- ・記載の適正化

2. 運用開始日

令和 2 年 4 月 1 日

（ただし、非常用ガスタービン発電機に関する修正は、当該設備の運用開始日以降に適用する。）

（参考）原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。

以 上